

事務連絡
平成 27 年 9 月 8 日

各都道府県障害保健福祉関係主管課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

障害支援区分に係る「難病患者等に対する認定マニュアル」の送付について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 7 月の障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の見直しを踏まえ、障害支援区分に係る「難病患者等に対する認定マニュアル」を改訂しましたので送付します。

本マニュアルは、全国の市区町村において難病等に配慮した障害支援区分の認定調査や市町村審査会における審査判定が円滑に行われるよう、「難病の基本的な情報」や「難病の特徴」、「認定調査の留意点」等を整理し、実際に認定業務に携わる者（認定調査員、主治医、市町村審査会委員、自治体職員等）を対象に作成しているものです。

各都道府県におかれては、管内市町村、障害支援区分判定等業務に関わる広域連合及び一部事務組合等に加え、管内の関係団体や関係機関等へ周知いただくとともに、既存の各種マニュアルと併せて本マニュアルを活用した研修会を開催するなど、区分認定の適切な実施に向けた取組にご協力をお願いします。

【添付資料】

- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「難病患者等に対する認定マニュアル」

(参考：既存の各種マニュアル)

- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「認定調査員マニュアル」
- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「医師意見書記載の手引き」
- ・ 障害者総合支援法における障害支援区分「市町村審査会委員マニュアル」

[本件連絡先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害支援区分係 薄葉、永松
電話番号：03-5253-1111(内線 3026)